

## インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザなど、感染症の流行する時期になってきました。インフルエンザと診断された場合の出席停止期間は、法律で次のように定められています。確認をお願いします。

【インフルエンザに罹った際の、出席停止の期間の基準】

発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで  
（学校保健安全法施行規則第十九条 2012年4月1日改正）

### インフルエンザ発熱機関と出席開始日の目安

| 発熱期間 | 発症日<br>0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目  | 7日目  |      |
|------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 2日目  |            |     |     |     |     |     | 出席可能 |      |      |
| 3日目  |            |     |     |     |     |     | 出席可能 |      |      |
| 4日目  |            |     |     |     |     |     | 出席可能 |      |      |
| 5日目  |            |     |     |     |     |     |      | 出席可能 |      |
| 6日目  |            |     |     |     |     |     |      |      | 出席可能 |



発熱なし



発熱あり

※ 1日のうちで、発熱・解熱をとともに認めた場合は、発熱期間とします。  
発症した日(発熱を認めた日)は、0日目になります。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります(二峰性発熱)。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることは、インフルエンザの流行拡大を防ぐために必要な措置です。